

平成29年2月定例議会一般質問 教育長答弁

平成29年2月14日  
共産党 板倉美千代議員

7 子どもの貧困対策について

- ① 入学準備金は、小学生についても入学前支給を求め、伺う。

(答弁)

未就学者は、就学援助制度の対象とならないこと、また、支給対象者は、前年の所得を基に決定しており、支給時期を課税情報が確定した後の7月としていることから、現時点では、小学校入学前の支給は難しいと考えております。

- ② 入学準備費用について、区は準要保護世帯に対しても要保護世帯と同様の補助を行うこと、そして新入学費用の高騰に対応して区独自の援助単価引き上げを求め、伺う。

(答弁)

新入学用品費の引き上げにつきましては、国の平成29年度予算案に関する通知を受け、既に支給額の見直しを行っております。

- ⑤-1 移動教室や修学旅行等の援助金の事前交付を求め、伺う。

(答弁)

移動教室や修学旅行等の費用は、参加の有無の確認や実費額の調査を行う必要があることなどから、現時点では事前に適正な金額を支給することは難しい状況ですが、対象世帯の負担軽減について、多角的に検討してまいります。

- ⑤-2 高校生への給付制奨学金の創設を求め、伺う。

- ⑥ 国に対して給付制奨学金の増額と対象の拡充を、都に対しては給付制奨学金の創設を強く要求すべきであるが、伺う。

(答弁)

本区の奨学金制度については、国や都の新規施策を踏まえ、30年度実施に向け、新たな制度の検討を進めてまいります。

なお、国や都は29年度より新たな奨学金事業を実施するため、事業の拡充を改めて要望する考えはありません。

8 学校改築等について

- ① 千駄木小、小日向台町小の改築にいつ着手するのか、平成29年からの実施3か年計画に盛り込みなど、具体的な見通しを明らかにすべきだが、伺う。

- ② 汐見小、湯島小は「中長期改修計画」で大規模改修工事の周期年数とされている30年を超えており、2校の改修計画を立てる必要がある。特に汐見小は早急

に具体的改修計画を打ち出す必要があるが、いつから改修するのか、伺う。

- ③ 千駄木小、小日向台町小、汐見小、湯島小はトイレ洋式化・ドライ化の対象外とされているが、早急なトイレ改修を求め、それぞれ計画を伺う。

(答弁)

老朽化した2校の改築につきましては、現在策定中の基本構想実施計画の中で、改築基本構想検討委員会を設置し、具体的な方針を検討することとしております。

汐見小学校及び湯島小学校の大規模改修につきましては、今後の基本構想実施計画の策定の中で、適切に計画化し、実施してまいります。

なお、4校のトイレの洋式化等につきましては、各階のトイレには複数の洋式トイレを設置済みですが、国や都の動向も注視しつつ、適切に対応してまいります。

## 平成29年2月定例議会一般質問 教育長答弁

平成29年2月14日  
公明党 渡辺智子議員

### 1 平成29年度予算編成について

- ⑤ 都の来年度予算に私立高校授業料の実質無償化や給付型奨学金制度の拡充に向けた予算が計上され、対象となる世帯年収は760万円未満と決定した。区として、どのくらいの対象者が想定されるのか伺う。また、本区の奨学金制度の今後の取組について伺う。

(答弁)

都では、制度拡充により私立高校に通う都内在住の生徒167,000人のうち、約3割にあたる51,000人の授業料が無償化されると見込んでいることから、本区の対象人数は800人程度になるものと思われまます。

また、本区の奨学金制度については、国や都の新規施策を踏まえ、平成30年度実施に向け、新たな制度の検討を進めてまいります。

### 2 がん対策について

- ① 現在の小・中学校全校のがん教育の状況と今後の取組について伺う。

(答弁)

今年度は、小学校10校、中学校3校へ、都立駒込病院と順天堂大学から、がんの専門医を派遣し、生活習慣や検診の重要性、命の大切さ等を総合的に学習しました。

今後も区内病院や区内大学と連携し、がんの専門医を講師として派遣するとともに、教員対象の講習会の実施や指導資料等の作成を通して、がん教育を推進してまいります。

- ② 家族の病歴を確認し、話し合う機会を設けることが重要であると考え、見解を伺う。

(答弁)

児童・生徒が、自分の家族の健康に関心を持ち、家族と健康について話し合うことは大切であると認識しております。

今後も、がん教育に関する授業を保護者等に広く公開するとともに、授業を通して、家族と話し合う機会の大切さについて、児童・生徒に伝えてまいります。

## 平成29年2月定例議会一般質問 教育長答弁

平成29年2月14日

市民 浅田保雄議員

### 5 歴史的価値のある文化遺産の保存と活用について

① 小日向の切支丹屋敷跡からシドッチ神父の墓が発掘されたが、関連出土品など、区としての歴史的価値の評価、今後の保存とその後の活用についてどのようにしていくのか伺う。

② 聖アントニオ修道院神父の「最後まで布教を諦めなかった見事な殉教者。再評価をバチカンにも働きかけたい」といった声をどのように活かしていくのか伺う。

(答弁)

切支丹屋敷跡におけるシドッチ神父の遺骨の発見は、昨年の記者発表以来、国内外において大きな反響を呼んでおり、考古学上、画期的な発見であると認識しております。

そのため、より多くの方にご覧いただけるよう、復顔像と遺骨のレプリカを作成し、昨年11月に、国立科学博物館で展示を行うとともに、区民センターにおいてシンポジウムを開催いたしました。

今後は、自然科学分析の学術報告書や、シンポジウムの報告書を作成し、関係各所に送付することにより、発見の意義を広めてまいります。

また、復顔像と遺骨のレプリカを活用し、ふるさと歴史館とも連携しながら、より多くの区民の皆様にご覧いただけるよう努めてまいります。

③ 今回のシドッチ神父の墓の発見に合わせて、地元の人々の言い伝えや庚申坂の関係性も含めて、周辺地域の歴史の再調査・研究を行っては如何か、伺う。

(答弁)

切支丹屋敷跡の周辺地域については、機会をとらえ、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

④ 小中学校の校歴室に保存・展示されてきた貴重な資料は廃棄せず、どのように保存管理していくのか指導方針を伺う。

⑤ 校歴室などに展示してあるものや倉庫に埋もれている資料を整理し、教育活動の一環として整備を検討してはどうか。区内各校の資料を集約し、区の歴史を残す作業を提案するが、如何か。

(答弁)

小中学校で所有している歴史的資料については、各校で適切に整理・保管するとともに、有効活用するべきものと考えております。

そのため、学校の改築においては、校歴室の設置を計画しております。

したがって、学校歴史博物館を建設する考えはございませんが、各校の歴史資料の保存活用については、機会をとらえ、教育委員会で議論を進めてまいりたいと考えて

おります。

## 6 学校教育について

- ① 新しい学習指導要領で、アクティブラーニングが導入されるが、教師のアクティブラーニング導入への学習、研修などはどのように行うのか伺う。
- ② アクティブラーニングの授業時間数や科目での導入は各学校、各先生任せになるのか、教育委員会として具体的な方針を提示するのか伺う。
- ③ アクティブラーニングが現行の入試制度に対応できないことや学力が測りづらいなどの課題について、どのように対応していくのか伺う。

(答弁)

アクティブラーニングは、思考力・判断力・表現力等の育成に有効な学習方法と捉えております。

現在既に各学校では、電子黒板やタブレット端末などのICT環境を有効に活用するとともに、様々な手法を用いて児童・生徒による主体的かつ対話的な学びを実践しております。

今後は、こうした既に行われている活動を、より「主体的・対話的で深い学び」の視点で充実させてまいります。

なお、教育委員会としては、各学校に対して教育指導課訪問等を通して、アクティブラーニングの導入をはじめ、次期学習指導要領の実施に向けて国が示す方針を具体的に教職員に伝えて、各学校でのOJTによる研修をより一層進めてまいります。

また、入試制度や学力が測りづらいなどの課題については、今後も国の動向を注視してまいります。

- ④ 今年「和食の日」が実現したが、今後、和食の日が増えていくことを展望して、和食に合う食器の配備について検討を求め、見解を伺う。

(答弁)

教育委員会では、次世代を担う子どもたちに日本の伝統的な食文化である和食の良さを再認識してもらい、ユネスコ無形文化遺産に登録された、世界に誇れる和食について情報発信できる子どもを育成することを目的として、学校給食に「和食の日」を導入してまいります。

まず、和食に合う食器の配備についてですが、食器消毒保管機の設置スペースに限りがあるため、慎重な検討が必要と考えております。

なお、食器メーカーの協力により、和食器を用いた食事作法を学ぶ機会も設けており、食育の一環として今後も続けてまいります。

- ⑤ 今回の「和食の日」の献立では栄養価が少し足りなかったとの回答が栄養士からあり、この点は改善が求められる。さらに、「牛乳嫌いが増えるのではないか」との栄養士の回答もあったが、和食の推進と牛乳の扱いを今後どうするのか、それぞれの課題について答弁を伺う。

(答弁)

牛乳を提供しないことによる影響を極力生じさせないように献立を工夫するとともに、前後の日で調整できるようにしております。

また、年3回を予定している和食の日には、和食とお茶のつながりを体感する日として、牛乳に替わりお茶を提供いたします。

なお、学校給食は、栄養バランスや食体験の広がりなどの観点から、様々な食材を取り入れるよう工夫しており、通常の給食においては、今後も牛乳の提供を行ってまいります。

- ⑥ 和食の日の取組には、栄養士のアイデアやスキルにより、様々な工夫をこらした食育指導が行われたが、なぜ、外部の「和食給食応援団」にコーディネートをお願いしたのか、その理由と経緯を伺う。

(答弁)

著名な和食料理人をアドバイザーに迎え、栄養士と協働することにより、新たな発想で和食献立を作成していきたいと考えております。

- ⑦ この夏は天候不順で、野菜の高騰が続き、給食費のやりくりで苦労した声が聞かれたが、今後、予想外の食材の高騰が続く場合にも、区として必ず給食を提供する方策を求め、見解を伺う。

(答弁)

降雪や台風など気象状況による生鮮食品の価格変動に備え、1年間の給食費の使用状況を考慮し、必要に応じて献立を見直すなど、給食を安定して提供できるよう、工夫をしております。

## 平成29年2月定例議会一般質問 教育長答弁

平成29年2月15日  
未来 前田くにひろ議員

### 2 図書館行政について

- ① 真砂中央図書館がリニューアルオープンしたが、周辺区の中央図書館と比較しても、蔵書数・閲覧席数が少なく、飲食スペースや自動貸出機が無いなど機能が見劣りする現状であるが、認識を伺う。

(答弁)

本区は、真砂中央図書館と7つの地区館及び2図書室を設置し、区内のほとんどの地域から1km以内に図書館がある全域体制を取っております。

そのため、真砂中央図書館は、現在の規模で全面改修工事を行い、中央館機能の更なる充実と老朽化した設備の更新により、利用者の方々に快適な環境を提供することとしたものです。

今後とも、真砂中央図書館は、中央館として、資料の収集、保存、レファレンス対応、指定管理者に対する指導、管理等、図書館サービス全般の核となるセンター機能を持って、区内図書館全体の計画、調整等の役割を担うとともに、地区館の機能としての資料の閲覧・貸出・予約サービス、各種行事の実施等の直接的なサービスも行っております。

- ② 一点集中型では困るが、周辺区の中央図書館と肩を並べられるくらいの、頭一つ抜けた「中央図書館」といえる規模と機能を持つ図書館が文京区に一つは必要ではないか。来年度、小石川図書館改築検討会の立上げが予定しているが、小石川図書館の改修の方向性について、どのように考えているのか、見解を伺う。

(答弁)

現在策定中の基本構想実施計画の期間のなかで、改修に関する委員会を立ち上げ、その規模や機能について総合的に検討してまいります。

- ③ 外部の専門家のチェックや運営協議会を設置して区民協働で議論する常設の場が必要であり、今後の文京区の図書館行政について議論する場である図書館運営協議会の設置が求められているが、教育長の認識を伺う。

(答弁)

区内図書館におきましては、利用者懇談会やアンケートを実施し、利用者の要望を的確に把握することで、適正な図書館運営の継続と日常的なサービスの向上に努めております。

また、個別の課題につきましては、適宜、検討体制を整備し、対応してまいりますので、現時点では、図書館運営協議会を設置する考えはございません。

- ④ 自動貸出機は、平成 25 年度の事務事業評価で、導入が見送られたが、その後の検討状況は如何か。
- ⑤ 試算は公表されず、ブラックボックスに入ったままで、その正当性について検証することができない。その結里を公表し、検証すべきだが、如何か。
- ⑥ 現時点で検証した場合はどのような試算になるのか、前提条件と数式を含め、伺う。
- ⑦ 将来的には、導入すれば、夜間無人運用や 24 時間運営を行うことや、韓国のように、地下鉄の駅や公共の場所での自動貸出なども視野に入ってくるが、今後の文京区の考え方を伺う。

(答弁)

25 年度の試算では、不明本及び人件費の削減額と自動貸出機導入額を、5 年間の総経費で比較したところ、赤字となるとの結論を得ました。

そこで、25 年度の事務事業評価の後、図書館サービス向上検討委員会において、長期的な検討課題とされております。

現在の図書館においては、区内のほとんどの地域から 1 km 以内に図書館を設置した全域体制、インターネットを利用した予約サービス、迅速な貸し出し業務を行うカウンターサービス等、様々な充実した利用者サービスを行っており、現時点での自動貸出機の導入による効果は限定的であると判断しており、その導入については検討を行っておりません。

- ⑨ 三鷹市では、各学校の図書室を地域開放している。セキュリティの管理ができるような設計を行っており、今後改修が予定されている学校でも図書館の地域開放ができるように検討がなされているのか、伺う。

(答弁)

先ほど答弁申し上げましたとおり、現在の区立図書館は、区内のほとんどの地域から 1 km 以内に配置されており、様々な充実した利用者サービスを行っていることから、学校の図書室の地域開放については、今後の研究課題としてまいります。

- ⑩ 学校への図書館からの司書派遣は好調に行われているが、日々の学習を支援するためにも、文教委員会で視察した自治体と同じように現在の 4 日から 5 日への拡大も求められるが、教育長の考えを伺う。

(答弁)

23 年度より学校図書館支援事業として区立図書館より司書を学校図書館に派遣しております。

今後は学校へのアンケート等を実施し、学校の要望等を把握してまいりますので、現時点では派遣日数の拡大は考えておりません。



- ⑪ 文京区においても、2階の区民行政情報センターに司書を配置し、区民及び行政・議会への情報提供機能を拡充するべきだが、如何か。

(答弁)

司書の行政活用について、現在、行政支援サービス「図書館ねこの手」を実施しております。これは、所管課より業務上必要な資料・情報・文献等についての質問を受け、図書館の蔵書のほか、法規集、白書、統計集、雑誌、商用データベースなどを調査し、回答及び資料の提供を行うものです。

加えて、区立図書館において、レファレンス及び資料提供などの行政サービスを実施しており、行政情報センターに司書を配置する考えはございません。

- ⑫ 20階で行っていた図書の受け渡し窓口の復活を行うべきだが、如何か。

(答弁)

庁舎内仮事務室での貸出返却取次業務は、真砂中央図書館の改修工事に伴う休館により、真砂中央図書館を利用されている地域の方々に対する利便性を維持するために、臨時に行ったものです。

改修工事を終え、真砂中央図書館での業務を再開しておりますので、受け渡し窓口を復活する考えはございません。

### 3 SOGI への対応について

- ⑤ 全ての教職員やスクールカウンセラーに対する研修が完了するのはいつを想定して行っているのか。那覇市では、全教職員に研修をおこなうこととされ、世田谷区では校長・園長に悉皆研修を行なっている。教育委員会としての組織的な相談体制づくりの進行状況を伺う。

(答弁)

教育委員会では、スクールカウンセラーや養護教諭等を対象とした集合研修を既に実施しております。また、区長部局と連携し、対応指針ができ次第、全教員に配付するとともに、校内での理解啓発を進める予定です。

相談体制については、今後も、子どもたちが相談しやすい環境を整えるため、教育センターを中心に、区長部局とも連携し、相談があれば迅速かつ丁寧に対応することが可能な体制を整えてまいります。

- ⑥ 引き続き保護者に対する理解促進に向けたマニュアルや冊子の作成を求めるが、如何か。

(答弁)

現時点で、マニュアルや冊子を作成する考えはありませんが、保護者を含めた区民への理解促進については、区長部局と連携してまいります。

8 春日・後楽園駅前地区再開発事業について

- ⑤ 学区域である礪川小学校への通学者数への影響はどのように見込んで将来の学校整備計画を考えているのか、伺う。

(答弁)

礪川小学校につきましては、現在の学校施設の状況等から、入学者数の変動に柔軟な対応が可能な状況にあります。

春日・後楽園駅前地区再開発事業についても、具体的な入居に関する情報に基づく入学見込み者数を把握しながら、適切に対応できると考えております。

## 平成29年2月定例議会一般質問 教育長答弁

平成29年2月15日

未来 宮崎文雄議員

### 3 教育について

#### ① 教育委員会は学級崩壊の要因をどのように捉えているのか、見解を伺う。

(答弁)

授業が成立しないなど、集団における教育という機能が成立しない状態の要因としましては、学級担任の指導力不足や学校の対応の問題、子どもの生活や人間関係の変化、さらには、家庭や地域社会の教育力の低下などが考えられます。

これらは、単独の要因ではなく、複合的な要因が重なって起こるものと捉えております。

#### ② 教育を受けさせる義務とその罰則についての教育委員会の見解を伺う。

(答弁)

教育を受けさせる義務については、学校教育法の趣旨を踏まえ、入学前の就学時健康診断など就学事務の過程において、その履行を保護者に促すなど、適切に対応しております。

なお、再三にわたり指導したにもかかわらず、正当な理由なく就学義務違反を続ける保護者に対しては、罰則の適用も含め、毅然と対応すべきと認識しております。

今後とも、子どもの最善の利益の視点に立ち、学校や関係機関等と連携し、丁寧な対応を行ってまいります。

#### ③ スクールカウンセラーを常勤にして、不登校生徒の家に行くなどの対処を検討していただきたいが、見解を伺う。

(答弁)

スクールカウンセラーは、不登校の未然防止、改善及び解決を図るための児童・生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者に対する助言・援助を職務としております。現在、不登校の児童・生徒への定期的な家庭訪問は、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーが実施しております。

今後も、国・都の動向を注視しながら、スクールカウンセラーの配置について検討してまいります。

#### ④ 親子関係が要因で不登校が起きる点についての見解を伺う。

#### ⑤ 登校拒否になるパーソナリティ障害の解決をどのように把握してケアしていくのか、伺う。

(答弁)

不登校の背景は多様であり、親子関係や学校関係、友達関係など、様々な要因が複合

的に重なり合っていると考えております。

そのため、不登校児童・生徒への対応には、児童・生徒一人ひとりの状況を十分に把握し、様々な関係機関と連携を図り、児童・生徒及び保護者の気持ちに寄り添いながら、きめ細かな支援を継続していくことが重要と考えております。

⑥ 教師のメンタルヘルスを保つため、業務量や残業等を減少させることができないのか、伺う。

⑦ 教育委員会は校長等に業務上の配慮を適切に行うよう指導し、ケアするよう助言していると思うが、その見解を伺う。

(答弁)

校務改善については、東京都教育委員会の示した「小・中学校の校務改善の方向性について」に基づいて推進しております。

具体的には、ワーク・ライフ・バランスを含むタイムマネジメント等、教職員の働き方を不断に見直すこと、また、心身ともに健康を維持できる環境を形成することや、労働安全衛生管理体制を整備することなどを、校園長会等で周知・徹底しております。

また、教員が担うべき業務に専念できる環境を確保する取組として、校務支援システムを導入しております。

さらに、教員の部活動における負担を軽減するために、休養日の設定や部活動指導員の配置などを検討してまいります。

⑧ 指導力不足教員の認定について、見解を伺う。

(答弁)

指導力不足教員については、東京都教育委員会が、「指導力不足等教員の取扱いに関する規則」に基づいて認定しております。なお、精神疾患その他の疾病が理由の場合は、指導力不足等教員の認定の対象にならないことになっております。

各学校においては、日頃より、管理職が、学級経営や授業等について、OJT等を通して支援・指導しております。また、教育委員会の指導主事が各学校を訪問し、教員の指導力の向上に取り組んでおります。このような取り組みにより、本区においては、指導力不足等教員に認定されている教員はおりません。

今後、指導力不足等教員として認定される事案が生じた場合は、その改善に努めてまいります。

⑨ ネットいじめや加害者教育への対処は、不徹底であるとする。その対処をどのように検討しているのか、伺う。

(答弁)

各学校においては、いじめの未然防止を主眼としたセーフティ教室の開催等を行っており、平成27年度問題行動調査の結果から、小・中学校でインターネットによるいじめはないと認識しております。

教育委員会といたしましては、インターネットによるいじめの未然防止と早期発見のために、「文京区いじめ防止対策推進基本方針・いじめ対応マニュアル」に基づく組織的

な指導体制の確立、及び、教育相談の充実等を図っております。

今後も引き続き、各学校において、インターネットによるいじめの未然防止及び早期発見に努めてまいります。

⑩ 被害者の要望を達成するには、学校、教育委員会、警察との連携を密にして解決すべきであるが、見解を伺う。

(答弁)

教育委員会といたしましては、「いじめ問題対策協議会」を設置し、警察等を含めた関係機関と連携し、いじめられている児童・生徒の安全の確保について協議し、いじめの事案への適切な対応に努めております。

今後も、児童・生徒の生命・身体の安全が脅かされるような重大事案、及びこれに発展するおそれが高い事案が発生した場合には、いじめが解消するまで警察等と連携して対応してまいります。

⑪ SNS利用教育の導入に対する見解を伺う。

(答弁)

本区では児童・生徒が、SNSによるいじめや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、28年7月に「SNS文京区立学校ルール」を策定しました。

今後とも、情報モラル教育補助教材の「SNS東京ノート」を活用し、各小・中学校において、SNSの仕組みに対する正しい理解の促進など、情報モラル教育を推進してまいります。また、個人情報等の情報発信に関するルールを各家庭でつくるなど、家庭との連携を一層推進してまいります。

## 平成29年2月定例議会一般質問 教育長答弁

平成29年2月17日  
自民党 山田ひろこ議員

### 1 小日向1丁目の旧清華寮跡の国有地について

- ① 清華寮跡の国有地に、近隣で遺骨が発掘されたシドッチェの史料館を建設し、紹介しては如何か。

(答弁)

切支丹屋敷跡におけるシドッチ神父の遺骨の発見は、昨年の記者発表以来、国内外において大きな反響を呼んでおり、考古学上、画期的な発見であると認識しております。

当該遺骨は、非常にもろく、特別な管理が必要なため、国立科学博物館に寄託しております。

そのため、より多くの方にご覧いただけるよう、復顔像と遺骨のレプリカを作成し、昨年11月に、国立科学博物館で展示を行うとともに、区民センターにおいてシンポジウムを開催いたしました。

現時点で史料館の建設は考えておりませんが、今後は復顔像や遺骨のレプリカを活用し、ふるさと歴史館とも連携しながら、より多くの区民の皆様にご覧いただけるよう努めてまいります。

### 2 英語学習の早期教育と英語力をつける学習法と学習量について

- ① 子どもの発達時期に英語の環境に身を置くことが、どれほど良い効果をもたらすかについて、教育長の考えを伺う。

(答弁)

5歳から8歳頃は、神経系が著しく発達する時期であり、脳をはじめとして体内にさまざまな神経回路が複雑に張りめぐらされていく大切な時期だと捉えております。

この時期の子どもたちは、常に新しいものに興味を持つという特徴を有しており、多種多様な刺激を身体が求めます。

したがって、幼児期は英語に限らず、多種多様な体験をすることが、子どもの成長にとって大切なことと考えております。

- ② 小学校1年生から英語を教科とし、視覚や聴覚に働きかけるインプット量に重きを置く必要があると考えるが、伺う。

(答弁)

ご指摘の通り、視覚や聴覚に働きかけるインプットの量に重きを置くことが重要であるとと考えております。

しかしながら、現時点では、標準を上回る授業時数で英語教育を行っているため、小学校1年から英語を教科として実施することは難しい状況となっております。そのような状況においても、外国人英語指導員による授業により、小学校1年から英語に触れる

機会を確保しております。

教育委員会といたしましては、今後も教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領等に従い、英語に限らず、人間として調和のとれた子どもの育成を目指し、教育の充実に努めてまいります。

- ③ 筆箱に入るサイズのタッチペンを使った学習教材を小学校入学時に英語学習のスターターセットとして配布するのは如何か。試験的に導入し、その効果を図ることを求め、伺う。

(答弁)

現時点では、ご指摘の英語教材を小学校入学時に子どもへ配布することは難しい状況ですが、タブレット端末を今後整備する際には、英語教材の導入やタブレット端末の活用方法等を考慮し、子どもたちにとって活用しやすく、学習効果が上がるよう検討してまいります。

- ④ 4技能を図るG-TECなども導入し、個々人のレベルに応じた指導に役立てることも必要と考えるが、伺う。

(答弁)

児童・生徒の個々のレベルに合わせた指導を行うことが重要であると認識しております。そのため、児童・生徒一人ひとりの「確かな学力」の定着と伸長を目的として、都が行っている「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施し、指導方法の改善に役立てております。

現在、国では、中学生の英語4技能を測定する「全国的な学力調査」の平成31年度からの実施について検討がなされております。また、都では4技能の中でも特に、「話すこと」に焦点を当てて、独自にパフォーマンステストを作成しており、区ではこれを活用した各学校での取組を実践しているところです。

今後も英語の4技能を測る方法については、国や都の動向を注視してまいります。

- ⑤ 小学生高学年を対象に、人数を限定して英語を母語とする外国へのホームステイの旅費を半額または一部負担することを求め、伺う。

(答弁)

費用が一定程度かかることや小学校高学年という発達段階、さらに安全面での配慮が求められることなどから、ホームステイの旅費の一部を負担することは現時点で難しいと捉えております。

しかしながら、英語を母語とする人との交流は、国際感覚を養う点で効果があると理解しており、学校教育の中で、さらに実体験を通じた国際理解教育を推進してまいります。

- ⑥ 日本に居ながら英語を習得するためには学習量も努めて多くする必要があり、効果的な方法やアプローチの検討を求める。国や都より一歩先を行く多種多様な施策の試みを前向きに考えるよう求め、伺う。

(答弁)

ご指摘の通り、日本に居ながら英語を習得するためには、学習量を努めて多くする必要性があると認識しております。

教育委員会としては、学習指導要領の趣旨、及び、国や都の動向を踏まえつつ、今後とも英語教育の充実を図ってまいります。

### 3 子どもと高齢者の体力作りについて

- ① 放課後全児童向け事業について、現在は小日向台町小学校の他4校で実施しているが、今後のこの事業の計画を伺う。

(答弁)

先月開始した金富小学校を含めて、今年度は区立小学校4校で事業を開始いたしました。また、来年度は、現時点で、新たに4校で事業を実施できるよう調整を行っているところです。

今後も子育て支援計画でお示しした通り、31年度までに全区立小学校で事業を実施するために、計画的に実施校を拡大してまいります。

- ② 地域にいる私立や国立に通う子どもも、仲間同士が誘いあった時に同じように放課後全児童向け事業を利用できる方法があるか、伺う。

(答弁)

放課後全児童向け事業は、放課後の学校における安全管理面を踏まえて、原則として自校児童のみの利用となっておりますが、土曜日及び日曜日を中心に実施しているこどもひろば事業では、他校の児童も利用できる学校が多くあります。

こどもひろば事業をご利用いただくことで、国立及び私立の小学校に通う児童との交流も図れるものと考えております。





28文議第997-2号  
平成29年3月7日

文京区教育委員会教育長  
南新平様

文京区議会議長  
白石英行



請願の送付について

平成29年2月定例議会において、下記の請願を採択しましたので、地方自治法第125条（昭和22年法律第67号）及び文京区議会会議規則第87条第1項の規定により送付します。

なお、処理の経過及び結果について、ご報告願います。



記

件名	意見
受理第24号 学校図書館への人的支援のさらなる拡充に関する請願	趣旨は妥当である。
受理第25号 特別支援教育における「個別指導計画」作成に関する請願	趣旨は妥当である。
受理第26号 根津・千駄木地域の中学校への特別支援学級設置に関する請願	趣旨は妥当である。

添付書類 請願文書表

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成29年2月9日 第24号
件 名	学校図書館への人的支援のさらなる拡充に関する 請願
請 願 者	文京区小日向三丁目7番3号 小 林 玲 子
紹 介 議 員	萬 立 幹 夫 宮 崎 文 雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

## 請願理由

アクティブ・ラーニングの推進など次期学習指導要領では、子どもたちが自主的に、そして協働して学ぶことが重視されています。そのための調べ学習などの場として欠かせないのが、学校図書館（図書室）です。

文部科学省は、各教育委員会に対し、学校図書館の蔵書の充実や学校司書の配置とその常勤化などを推進するよう求めています。

文京区は、今年度より、区立図書館から各学校への人的支援（司書等の派遣）が拡充されるとともに、図書購入費の増額が図られていますが、学校図書館が、子どもたちの学習センターや情報センターとして、学習活動の支援や授業内容を深める場となるためには人的支援の拡充は欠かせないポイントです。子どもたちや先生方のニーズに細やかに対応するためにも、人的支援の拡充は要となります。

是非、さらなる学校図書館への人的支援の拡充をお願いします。

## 請願事項

- 1 学校図書館への司書等の派遣を、週4日から週5日へ拡充することをお願いします。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成 29 年 2 月 9 日	第 25 号
件 名	特別支援教育における「個別指導計画」作成に関する請願	
請 願 者	文京区本郷四丁目 8 番 17-803 号 古 市 理 代	
紹介議員	渡 辺 雅 史	
請願の要旨	次 頁 の と お り	
付託委員会	文 教 委 員 会	

## 請願理由

文京区は障害の有無にかかわらず「だれもがお互いに人格と個性を尊重し支え合うまち」を目指しています。そのためには障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、子どもの頃から互いにふれ合い共に活動する機会を意識的に設けることが大切です。学校教育の場において特別支援学級に限らず通常級にも障害のある子が在籍しています。障害のある子は一人一人の状態や特徴が違ってくるため一律に用意したカリキュラムになじまないという現実があり、そのために「個別指導計画」を作り、教育上の目標と手立てを考えなくてはなりません。個別指導計画を作成することにより①継続的な指導を行うことができ、②関わり方が明確になるので全ての教員の指導に一貫性が出て、③保護者との行き違いや方針のズレが減り、④他の子ども達の理解が得られるようになります。子ども達の義務教育の数年間を充実したものにできる可能性を大いにもつものですから特に大切にしたい書類なのです。

しかしながら、区内の小中学校において個別指導計画の作成が十分に出来ない実態や、個別指導計画（案）をもとに保護者と面談が行われないなど作成にあたって学校間の差があります。さらに個別指導計画の作成については『文京区立学校の「交流及び共同学習」～共に育つためのガイドライン～』に記載してありますが、講師を含む全教員及び対象の保護者に十分周知されていません。

このため保護者は障害のあるわが子が一体どんな目標をもって教育を受けているのか分からず不安な日々を過ごしています。私達は個別指導計画を作りPDCAサイクルにのっとなって実行されるという基本的な対応が保護者とのつながりの糸口となると信じ、次の通り要望します。

## 請願事項

- 1 すべての文京区立学校で格差なく個別指導計画を計画的・組織的に作成し、新学期の始まりに間に合うよう配布する、スタンダードな年間スケジュールを教育委員会で作成し、各校で実行してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成 29 年 2 月 9 日 第 26 号
件 名	根津・千駄木地域の中学校への特別支援学級設置に 関する請願
請 願 者	文京区千駄木二丁目 2 番 9 号 山 野 順 一 朗
紹 介 議 員	萬 立 幹 夫 渡 辺 雅 史
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

## 請願理由

特別支援教育が始まり 10 年がたち、また昨今の障害者権利条約批准、改正障害者基本法施行、障害者差別解消法施行などの流れからも、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実が求められています。とりわけ、「支援を必要としている児童が地元の小・中学校に通えること」は当該児童のみならず、すべての児童にとって共生社会教育や豊かな心の育成のためにも必要です。文京区では小学校 7 校、中学校 3 校に固定性特別支援学級が設置されています。しかし、まだまだ支援を必要とする児童が地元の設置校に通えているとはとても言えない状況で、当該児童・保護者は負担感がなくなり、最近の法令整備で守られるはずの人権は保障されているのか、疑問に思います。特別支援学級設置校のさらなる増設を求めます。

とりわけ根津・千駄木地域に特別支援学級設置中学校がなく、この地域の中学校への特別支援学級設置は急務です。早急な設置をお願いいたします。

## 請願事項

- 1 平成 30 年度開設に向け、根津・千駄木地区の児童が通う区立中学校に固定性特別支援学級を設置してください。